Refo / BSociated Reposit	
Title	マキーヴァー「永続平和への道」
Sub Title	R. V. Maclver, Towards an Abiding Peace, New York, 1943
Author	高須, 裕三(Takasu, Yuzo)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1954
Jtitle	哲學 No.30 (1954. 3) ,p.169- 183
JaLC DOI	
Abstract	It may be now too late, I fear, to write a review of this book, published in 1943. But, in this book, MacIver put forward not only the principle and the policy for the peace treaty that was to come, but also some concrete proposals for the establishment of an international order or World Confederation. So, I think, it still maintains its own fundamental value. Furthermore, I must state a positive reason for writing a review of this book today. Owing to the journalism which the expression of "the Two Worlds" very often, it seems to me that many people have too fictitious a conception of the very structure of the world itself. Is there not a tendency of disguising the substance of the world itself with the apparent phenomena of politics? Of course, in the aspect of politics, the world can be said to be divided nowadays into the two opposing parts. But, it seems that the very structure of the world itself consists of not the two but of several parts. On this point, MacIver shows his clear view in this book, especially in Chap. X. So I introduce the main parts of the contents of this book, and estimate it highly, especially because of its fundamental character of grasping the world as it is, guarding itself against running to polarization. The most unique point of his plan for the establishment of an international order, I understand, is to put "The International Executive" under the influence of territorial communities. That is very good for the democratic structure. Granting the positive contribution of MacIver's study, I may note one questions on this point; that is, how can it be possible to bring the nature of territorial communities into harmony with that of the international executive association in the same member of the "Executive"? However, it is perhaps expecting too much of a short treatise to attempt to tackle this problem.
Notes	Book Review
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000030- 0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一六九	マキーヴァー「永続平和への道」
(因みにマキーヴァーはその著"Society" 一九五三年版の An international community の項目に於て、若干の	(因みにマキーヴァーはその著"Society"
本書のもつ世界秩序についての原理と構造図とはその基本的な価値を失つてはいないように思われる。	於ても、本書のもつ世界秩序についての原理
和問題を論ずる脊景にはつねに彼の構想する世界聯邦の基礎が浮彫にされているのであるから、今日に	を明示し、講和問題を論ずる脊景にはつねに
秩序——世界聯邦(Confederation)——の基本原理とその具体的構造と	もに、それと同時に建設に着手すべき国際的秩序——世界聯邦(Confederation)—
然しながら後述するように彼は本書に於て、やがて来る講和に臨むべき聯合国の基本方針と政策とを説述するとと	然しながら後述するように彼は本書に於て
とゝに取上げるととは、或は「六日の菖蒲」のそしりを免れないもののようにも思われる。	とゝに取上げることは、或は「六日の菖蒲」
第二次世界大戦の勝敗の帰趨がほゞ明かになりつゝあつた一九四三年に出版されたマキーヴァーのとの書を、いま	第二次世界大戦の勝敗の帰趨がほゞ明かに

高 須

裕

annen an Annen an Annen an An R. M. MacIver, Towards an Abiding Peace, New York, 1943.

·

マキーヴァー

永続平和への道

哲学 第三十八件 一七〇
説明をした後、国際秩序の樹立に関する具体的提案は自著 Towards an Abiding Peace. 1943. に示されていると註
記している。)
そして更に私がとの書を敢て今日取上げることにした積極的な理由としては、次のことを記して置かね ば なら な
第二次大戦終了後、ソ聯は戦時中の聯合各国との協調の態度を一変して独自の計画の下にソ聯圏の建設を進めるに
至つたので、終戦の翌年即ち一九四六年三月には早くもチャーチルが「鉄のカーテン」なる表現によつてとれに警告
を発したのであつたが、翌四七年三月にはトルーマン宣言が発せられて米国は所謂「封じ込み政策」と称された反撃
的態勢に出たのであり、この頃より世界政治は「二つの世界」に分裂の現象を呈するに至つた。それは即ち今日の国
豫政治が国際権力政治であり、その故にそれが分極現象 (polarisation) を必然的に起しつ ^ あるのに因るものである
と一応解釈出来ようか。
まことに「政治とはわれわれにとつては国家相互の間であろうが、一国家内に於て国家の包容する人間集団相互の
間であろらが、権力の分前にあづかろらとする努力であり、或は権力の分配を左右しよらとする努力である。」「国家
は合法的な(即ち合法と見なされた)強制力の手段の上に支えられた、人の人に対する支配関係である。」(Max
Weber, Politik als Beruf, 1919. S. 4. u. S. 5.) (傍点筆者、以下同じ) そして更に、「政治に固有なる区別は敵味方
の区別である。この区別は、人間の行為と動機とにそれらの政治的意味を付与するものである。すべての政治的行為
や動機は結局に於てかかる区別に帰着する。」(Karl Schmitt, Der Begriff des Politischen, 1933. S. 7.)というよ
らな見解が少くとも政治現象の一面的真理を捉えているものとすれば、第二次大戦により米ソ以外の列強が殆ど衰弱

. •

マキーヴァー「永続平和への道」	
て、ソ聯とアメリカとの二大政治勢力に狹まれつゝも、西欧は西欧としての独自の歴史的な文化と経済とをもつ別個	
もしようが、然し一層根本的に見るならば、それは単なるソ聯圏或は東欧に対抗するための西欧共同体で は な く し	
ことも勿論可能でもあり妥当でもあろうが、そしてまたそれは独・仏関係の政治的調節などという点からも観られ得	
の強力な後押しがあるととは論ずるまでもなく、然らば西欧共同体それ自体が「二つの世界」の一現象であると見る	
もとよりこの西欧一体化の主要且つ直接的な動機は、ソ聯圏への対抗の必要性にあること、そしてその脊後に米国	
いえ、超国家機構としての西欧共同体の建設というヨーロッパ史上空前の事業を挙げねばならないであろう。	
とのような疑問を裏付ける事実は洋の東西に起りつゝある。その最も顯著な例としては、いまその過程にあるとは	
ろうか。	
の思想的分極化を以て政治的分裂現象の理由付けをなしたりとして単純に世界を二つに割切つてきはしなかつたであ	
或はまた個人主義対社会主義、自由主義対専制主義、乃至は民主主義対帝国主義、民族的解放対植民地的隷従等々	
のの本質を掩わんとする傾向はなかつたであろうか。	
のものを「二つの世界」として強いて擬制してきた嫌いはなかつたであろうか。表面的な政治現象を以て世界そのも	
世界」なる端的な表現が人口に膾灸し、特にジャーナリズムの愛用する所となつて以来、人は往々にして世界構造そ	
然しながらこのことは、直ちに政治的契機が世界構造の根拠をなすということにはなり得ないであろう。「二つの	
る。そして今日、国際的和戦の決定的条件をなすものが実に政治であるととは何人と雖も異論のない所であろう。	
的対立関係が地球大的に拡大されて「二つの世界」的政治現象が発生するに至つたことは当に然るべき事 象 で は あ	
するに至つた今日、そして又技術的発展によつて地球表面の時間的距離が著しく縮小された今日、逆比例的に敵味方	

ても一つの抽象であつて具体的現実的なるものではあり得ない。然しながら分極化は、それが政治的な面に於けるものでもあれ「二つの世界」として示されるでもあろう。	「こつつ世界」として示さしるでもあった。近代的な世界構造の時代は今や過去のものとなりつゝある問問の接触圏拡大の社会学的法則は否み難き事実である。その間の接触圏拡大の社会学的法則は否み難き事実である。その	いであろう。いであろう。いであろう。そしてそれを捉えるととはまさしくの事をある。そしてそれを捉えるととはまさしくの事様にしてておう。	りませい。 「二つの世界」なる政治現象の動向は、文化・経済なる異次元的契機によつて浸蝕され、更に かくて「二つの世界」なる政治現象の動向は、文化・経済なる異次元的契機によつて浸蝕され、更に 権の回復を希求する現地人の主体的な意志の表現として理解するのが正当な見解であろうと思われる。	ソ聯或はアメリカの後押し・干渉などの政治的触手が動いアジアに於ける独立国家の誕生(多くは未だ名目的たるに	眼を東に転ずるとき、第二次世界大戦後の国際情勢の最大の変化として、に興味の深いものである。	体の第一歩が石炭・鉄鋼共同体として経済的契機を基礎とした超国家機構として発足した歴史的の世界として生き拔こうとする主体的な西欧人の意志の表現として理解さるべきものであろう。	哲学 第三十輯
)得ない。各、の国民共同体が単位的に分立していた世界構造)でもあれ、或は思想的な面に於けるものでもあれ、何れにし	「こつつ世界」としてたちしるでもあった。 近代的な世界構造の時代は今や過去のものとなりつゝあることは確かであり、その方向を分極化して示せ ば 端 的 に間の接触圏拡大の社会学的法則は否み難き事実である。その意味では、各〝の国民共同体が独立単位を形成していたもとより世界史の動向は分化(differentiation)と全化(integration)との弁証法的展開過程として考えられ、人	いであろう。いであろう。そしてそれを捉えるととはまさしく社会学の研究者に課せられた一つの任務であるといつてよら考核によってます。まです。実質的・具体的には世界に「数種の世界」とそのによくきその構造な際見せしぬ		ソ聯或はアメリカの後押し・干渉などの政治的触手が動いてはいる。然しながら根本的にはやはり民族自立、国家主アジアに於ける独立国家の誕生(多くは未だ名目的たるにとゞまるが)の事実が挙げられる。もとよりその脊後には	0最大の変化として、植民地体制の崩壞、中東、印度及び東南	体の第一歩が石炭・鉄鋼共同体として経済的契機を基礎とした超国家機構として発足した歴史的事実と照合するときの世界として生き拔とうとする主体的な西欧人の意志の表現として理解さるべきものであろう。とのととは西欧共同	

							•									•		
マキーヴァー「永続牛和への道」	れの超克、或は中立、更には第三勢力論という具合に種々の変差はあるとしても、多くの場合「二つの世界」なる前	考え方の基礎に立つて発表された「平和論」の中の多くのものが「二つの世界	一(doppelpolige Einheit) という如き概念を中軸として展開されることがしばしばであるとするならば、そういう	し、また哲学的思索の中の多くのものが何らかの意味に於て対立物の統一(H	政治学的見地に立つての発言の中、その多くのものが「二つの世界」の対立た	前にも触れた如くに、今日政治現象はその大勢に於て分極化の傾向を示して	で占められ、社会学者の発言が極めて家々たるものであつた事実と符合する。	とのととは、それらの「平和論」の発表者の大部分が政治学者或は哲学的思想	くであり、との一面性を克服して社会構造そのものゝ根拠に立つた立論が曉一	年来相ついで発表されて来た「平和論」の中の多くのものの性格が前述の「分極化」の偏向性を示しているものゝ如	次に第二の理由は、第一の理由と表裏的に関聯していることではあるが、私の知る限りでは、わが国に於てとゝ数	٥° ک ۲	とのような抽象は学問に必然的に付随するものであつて分極化的抽象とは同日に談ずべからざることはいうまでもな	今日に於てとり上げる理由の第一である。(もとより幾許かの数に数えると、	うか。社会学者マキーヴァーは、 との点に関して明瞭な彼の見解を本書に示している(第十章)。 これが本書を特に	構造の単位をなすものは何所に求められ、またその政治的単位としては凡そ業	がもはや過去のものであり、「二つの世界」が世界構造そのものとしてはも	
- 七 王	ても、多くの場合「二つの世界」なる前	つの世界」の対立、その一方への傾倒、或はそ	しばしばであるとするならば、そういう	の統一 (Einheit der Gegensätze) とか両極的統	の対立を前提とするのは当然の成り行きである	傾向を示しているととは掩い難き事実である故に、	J	政治学者或は哲学的思想家乃至はそれらの系統に属する評論家	拠に立つた立論が曉天の星の如き有様に思えるからである。	分極化」の偏向性を示しているものゝ如	私の知る限りでは、わが国に於てとゝ数		日に談ずべからざることはいうまでもな	の数に数えることそれ自体が即ち一つの抽象とはなるが	ふしている(第十章)。 これが本書を特に	'は凡そ幾許の世界が数えられて然るべきであろ	てはもし抽象であるとするならば、現在の世界	

	哲学》第二十二件 一七四
	提、或はその擬制から出発していたことは、一面当然の性格でもあつたと概言され得るであろう。
	もとよりこれらの議論はそれぞれの分業的部面に於て多かれ少かれの貢献をなすものであつた。然しこの部面の人
	々の、そのような性格を主とする発言のみに平和論が委ねられて十分というととはあり得ない。とゝに社会学的見地
,	からのマキーヴァーの平和論をいまとり上げる然るべき理由があると思われるのである。
	「人間は彼の信仰をつねに知覚に結合しなければ承知しない。そしてその信仰とその知覚の何れか一方ではなくし
	て、双方を共に信ずるのである。そのような信仰と知覚との若干の結合に於て、との書は永続平和の根拠に献ぜられ
	るのである」(MacIver, Towards an Abiding Peace, p. 1.)といふ社会学者マキーヴァーの態度は、同時にわれわ
	れ同学の徒の態度でもあると言つてもよいであろう。
	本書の構成は十三の章から成り、多くの章に於て講和への方針・政策と、それがよつて以て立つべき根底的な国際
	秩序の原理・構造とが論ぜられているのであるが、われわれの今日の関心が後者に重く置かれるととはもとよりであ
	第一章に於ては先づ彼の方法論が簡略に述べられている。前に引用したように、信仰と知覚との若干の結合、別のこ
	面から見れば理想と現実との統一としての彼の立場は、彼の進歩的にして而も現実的な論旨の展開を読者に予想せし
	めるものがあるであろう。更に彼は過去に於ける頻々たる人類の戦争の歴史の統計的数字を挙げつゝも、而もとの統
	計によつて将来をも律してはならぬとと、従つて平和への努力を諦めてはならぬととを強調しているのは、自然科学

— 七五	マキーヴァー「永続平和への道」
後者への社会力の重心の還帰を強調するだけな	然しながらアソシエーションとコムミュニティーとを一応分離し、
	見られるのである。
とゝにも彼の謂う「信仰と知覚との若干の結合」が	々戦争の可能性は稀薄化の傾向にあることを彼は示さんとする。とゝ
ムミュニティーの方向へと沈下し、それだけ益	して終らぬ。」(P.9.)と論ずるとき、社会変動の力の重心が益々コムミ
、弱者は力の方向へ上つてゆく。との過程は決	るものではない、権威はその住み場所を変える。強者は力から追われ、
来の変動の諸力は古い制度によつて滯らされ得	態度との相異の尺度でもある。」(PP・5-6.)「人間社会に於ける生来の変動の諸力は古い制度によつて滯らされ得
、戦争の打算を計る侵略的政治家や支配者達の	総額と、戦争が消費する巨額な何十億との相異は、また大衆の態度と、
している。大衆にとつては大金である所の些細な	大多数は生きる手段を求めて又僅かの臨時の収入を求めて奮鬪し
人々の希望や心配とは全く異つている。人々の	更に又「一般の人々の日常の希望や心配は、権力の座の周囲に集る人々
である。	の問題の領域に展開せしめた所に本書の意義が特に見出されもするのであ
いるのである。そして彼のこの理論を国際平和	あり、そとに彼の社会学的基礎概念と現実との関聯が如実に示されている
論証せんとする意図が充分に感じとられるので	決して社会構造の根拠に由来する必然的なものではあり得ないことを論証
離する彼の年来の理論を以て、戦争なる現象が	応アソシェーションとして捉え、とれをコムミュニティーから一応分離する彼の年来の理論を以て、
の感を免れぬかもしれないが、そとに国家を一	ある。戦争は"国策の道具"である。」(P・4.)といふ表現は些か粗略の感を免れぬかもしれないが、そとに国家を一
政府の意図以外には何らの原因ももたないので	そして「戦争は如何なる条件の下にあつても武力に訴えようとする政府の意図以外には何らの原因ももたないので
	ろう。
年来の主張の要約であり、またその適用でもあ	的方法は決して社会学に於ける十分な方法ではあり得ないといふ彼の年来の主張の要約であり、

¢

絶対性を止揚せねばならぬと論ずる。そして国家主権都念の歴史的起源を論じて、一それおに如何なそ種类の、女何	
第二に政治学的代償としては国家主権の独立	
第二章、「平和の代償」に於ては、われわれが平和をかちとるためにはそれ相応の代償を払わねばならず、第一に	
と論じて第一章を結んでいる。との章はまた本書の基本的方向でもあろう。	
を、変化する社会の現実に調節するととを学んできた如くに、そのように人間は確かに再び学ぶであろう。」(P-14.)	
拡大する。それはもはや壁で囲まれない。それは共同体を超えての共同体である。過去に於て人間が彼の結合の意識	
化せねばならね。そのための諸条件は後述するであろうが、既に熟している。」(P・8)「共同体は変化する。それは	
4—5.) 「われわれは他の諸国家との関係に於て国家がもつている独立主権を廃さねばならね。そして国際組織を有機	
よつて、そして特に主権と称する神秘物についての鞏固な偏見によつて、国境線に於て人間は止まつてきた。」(PP・	
に組織化的動物である。事態に於ける何らかの必要性によつてではなく、国家についての諸々の伝統や偏見や擬制に	
これまで知らないで来たのである。この国境線を超える前進を何が妨げているのであるか。人間は鬪争的たると同時	
かくて彼は、「人間の組織化の才能が諸国家が国境をもつている所の線で止つていた故に彼等は戦争防止の方法を	
たい。 、	
ゞその場合のアソシエーションはもはや近代国民諸国家にとゞまるを得ず、それらの止揚されたものであらねばなら	
の具体的構造とはなり得ない。かくてコムミュニティーは再びアソシエーションによつて組織化されねばならず、た	
根拠は条件によつて媒介されねばならず、基礎的集団は機能的集団によつて再び否定的に媒介されるのでなければ真	
らば、理論はユートピア的な自然主義に墮し、われわれの生活は再び近代以前の如き状態へと逆転するの他はない。	
哲学第二十二年	

· .

マキーヴァー「永続ぶ和への道」	
変動の衝撃を感づくととであり、法律の機械的運用では解決出来ぬ問題を解決するととである。とれは世界最高法延	変動
ものであるから、これを高所から指導する機関が必要となる。かくて公平委員会の第一の機能は、樹立された秩序の	もの
社会的諸力の膨張と収縮とに適応する伸縮性をもたねばならぬ。然るに法律はしばしば現状維持的遅滯性を示し易い	社会
それは、従来戦争がしばしば社会変動の諸力のはけ口であつた、そこで戦争なき国際秩序は何らかの方法によつて	そ
法律)について論ぜられるが、とゝで特にユニークな構想は国際公平委員会の制度である。	法律
の樹立が論ぜられ、特に社会変革の手段としての教育の重要性が強調されている。第九章では大法律(国際共同体の	の樹
以後の若干の章に於ては、敗戦国処理の基本方針と政策とが論ぜられるが、第八章では大惣章(国際共同体の憲法)	以
ら徐々の段階を踏むとしても)と論ぜられる。	ら徐
武力によつて確保され制裁力をもたねばならぬ、同時に各国の軍備は全廃されねばならぬ(その過程は実際的必要か	武力
)かくて国家の独立主権と交戦権とが国際機関に委譲されたとき初めて真の国際法が出来、それは国際警察の	ている)
ない」(P. 29.) のである。 (この主張は一九四七年の The Web of Government; chap. XII に於て更に展開され	ない
際法はまだ存しない。まことに「国際法が主として戦争法規で占められている限り、その名に値する国際法は存し得	際法
第三章に入つて、その「平和の第一条件は国際的秩序の樹立」(P・26.) であるが、秩序の柱ともなるべき真の国	第
社会的に規定され得ることが示されていることは、国際平和の考察に当つてつねに留意さるべきことであろう。	社会
くて主権という概念もまた歴史的に変化する社会的内容を有する概念に過ぎぬこと、従つて政治的権力の性格が	か
So N	ねとする。
なる範囲の、そして如何なる組織の主権が現代の文明の要求に最もよく適応しているかを探求」(P. 24.) せねばなら	なる

一七九	マキーヴァー「永続平和への道」
オーストラリヤ及び南阿聯邦を含む)	3、大ブリテン及びその自治領(カナダ、ニュージーランド、オー
	2、ラテンアメリカ
	1、アメリカ合衆国
	ている。
は国家群から選出される一員によつて構成され	閣或は十一ケ国会議なるものを提唱する。それはそれぞれ次の諸国或は国家群から選出される一員によつて構成され
ことが必要である。それ故にわれわれは一つの内	行政部への代表を選ぶ目的のために相ともに地域的単位を形成するととが必要である。それ故にわれわれは一つの内
5。幾つかの最大国以外のすべての国々が	「この機関は明かに全く限られた数の構成員から作られねばならない。
	(2) 国際行政部 (The International Executive)
のである。	供し、すべての国民の協力のための広い地盤を用意」(P・140.)するのである。
iが無責任或は専制的にならないことの保証を提	かくて「国際議会は全国際機構に於ける中心部分を占め行政部が無責任或は専制的にならないことの保証を提
	<i>S</i> ⁰ €
「等の常置委員会をして勸告及び調査に当らしめ	られ、そのために国際経済委員会、国際労働委員会、国際保健委員会等の常置委員会をして勧告及び調査に当らしめ
1への割当、国際行政部の行為の監理などが挙げ	との国際議会の仕事としては法律の作成、予算の編成、費用の各国への割当、
	しら」(P. 138.) とされる。
選挙によつて決定されるという事が極めて望ま	国の代表は適当な機関によつて指名されたる候補者のリストから普通選挙によつて決定されるという事が極めて望ま
るつてはならないという大原則から一つの	そして「包括的国際機構は人民の機構であつて単なる政府のそれであつ
	第二に国際秩序の部分としての権力をもち公務を実際に支配する。

つべきではない 表し行政的な諸 るとは明瞭であ る話国家を一つ	もつている。われわり、日本(タイ国、イリ、日本(タイ国、インド	• • • • • • • • • • • • • • • • •	、 ち、東部ヨーロッパ 哲学	
ことは明瞭である。然しながら行政部のメンバー達は内閣の表し行政的な諸仕事の割当は彼等の間の協約によつて決めらて国際行政部の内部的構造に関しては、その構成員は領域の諸国家を一つのグループに付着せしめるととであるが、と	つている。われわれの示唆した三つのヨーロッパの団われわれの提案に対してそれら諸国家群の大部分は、その11、インド 10、日本(タイ国、インドシナ及び他の極東諸国と共に)9、中華日国乃て卓無	中央ヨーロッパ(ドイツ、オーストリア、中央ヨーロッパ(ドイツ、オーストリア、	第三十輯 (ポーランド、チェ	
ない、彼等の特殊な仕事は、かい、彼等の特殊な仕事は、わによつて決められ、彼等はわれたい、彼等はたい、ない、彼等はない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、な		オランダ、スペイン、 スイス、イタリー)	ッコスロヴァキア、ギリシヤ、	•
つべきではなく、省別に任命さるべきでもない、彼等の特殊な仕事はその仕事の性質によつて諸委員会によつて準備ことは明瞭である。然しながら行政部のメンバー達は内閣のメンバーに似るべきではない。彼等は各々別の任所を持表し行政的な諸仕事の割当は彼等の間の協約によつて決められ、彼等は彼等によつて選れた議長の権限に従うという「国際行政部の内部的構造に関しては、その構成員は領域的基礎に基いて任命される故に各人は一つの大地域を代の諸国家を一つのグループに付着せしめることであるが、こゝに異論の余地がある」(PP・140—1.)	ッパの国家群の各々は明確な重心をもつている。問題は周辺は、その提案を正当化すべき十分な文化的経済的緊密な結合性を[と共に]	イラン、そして出来るならば回教徒インド)ノールウエイ、スエーデン、デンマーク、フイ	ヤ、ユーゴスラヴィア、ハンガリー、ルー	

ation を採用するとと、決めているのである。
最後にとの国際組織の名称については world state, federation, confederation の三つを吟味して結局 confeder-
局十一人によつて構成される」(P・146.) のである。
次に国際公平委員会の委員もまた「行政部のメンバーが出て来た所の大地域の区劃のそれぞれから一人出てきて結
た候補者のリストから国際行政部と国際議会とによつて選出されるのがよい」(P・145.)とされる。
の全地域への拡大が遂に実現されるであろう。」「そしてとの司法部のメンバーは国民の諸権威によつて指名され
諸決定は総合されてやがてまた国際法の法典へと成長する。「かくて人間社会の歴史に於ける最大の進歩、法の統治
世界秩序の樹立は、真の意味の国際法を初めて誕生せしめ、それに相応して国際司法部が作られる。国際裁判所の
きであろうと思われる。これについての所感は簡単に最後に於て述べてみたい。
ぬ抱負 の表現を人はそとに見るべきであろう。そして彼の民主的な世界政治の構図の中心は実にとの辺に求めらるべ
的分野にも持込まんとするものであり、それによつて国際行政と世界の全人民とを直接に結び付けんとする並べなら
も、その地域性を顯著に保持するというととは、コムミュニティーのアソシエーションに対する基礎的な優位を機能
とゝに引用した彼の主張は極めて独創的な示唆に富むものと思われる。地域代表が立法府のみならず行政府に於て
4.)
さるべきである。幾つかの目的のために、これらの委員会は疑いもなく領域的な線に従うべきである」(PP・143—

マキーヴァー「永続平和への道」

八一

致を以て描き上げられた彼の構図に於けるそのオリエンテーションは重要な意義と多くの示唆とを含むものと思われ
世界的に大規模な問題を多面的に扱つたこの書は、読者に対し大小種々の反応を起さしめるであろうが、雄渾な筆
Fi
られるのは一応順当とも言えるであろう。
デリケートな地域的・歴史的差異を持たぬ点を考慮すれば、世界的な組織を作るに当つて先づ政治的な面がとり上げ
然し一般的に言つて経済が地域的に、歴史的に、それぞれ相当の発展上の差異を持つのに対し、政治はそれほどの
場からの論争のある所であろう。
乱の可能性を著しく減退せしめ、コムミュニティーの合理化をもたらすと説明する。この点はもとよりそれぞれの立
し彼は国際政治組織の合理化による経済的繁栄は国内的に社会保障・完全雇傭・小数集団の保護を結果して、国内騒
との態度は、つねにコムミュニティーの基礎的重要性を説く彼としては首尾一貫していない感がないでもない。然
考える」(PP.158-9.)それはこの問題の提起によつて各国間に波瀾を起し協調を乱すことをおそれるからである。
て、すべての近代国家を悩ましている大きな社会・経済的諸問題を考察するととは必要でもなく望ましくないとさえ
るかを論じて、彼は後者の変革とそが第一であると主張する。そして「平和の機構のために捧げられた書物の中に於
第十一章、「国際秩序の展望」に於ては主として経済組織と政治組織と何れが国際平和機構に於ける先決問題であ

学 第三十輯

哲

一八二

.

స్త

マキーヴァー「永続平和への道」

一八三